

# 兵庫区歴史花回道構想推進事業助成金交付要綱

令和8年3月31日 兵庫区長決定

## (目的)

第1条 この要綱は、兵庫区歴史花回道構想を推進するため、区が特にその実現又は継続する必要があると認める事業を、地域団体等が自主的な活動として実現又は継続することを促すため、その事業に要する経費を助成することにより、兵庫区の歴史的資源の豊かさを広く区外に喧伝し、協働による「個性豊かで活力に満ちた地域づくり」を進めることを目的とする。

2 兵庫区歴史花回道構想推進事業助成金の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（令和4年9月神戸市規則第30号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (助成対象団体)

第2条 助成対象団体（以下「団体」という。）は、自主的、自律的に事業を企画、実施することができる地域団体及び実行組織とする。

2 前項の団体については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は除くものとする。

## (助成対象事業)

第3条 助成の対象とする事業は、兵庫区内で実施する次の各号に掲げるものとする。但し、専ら営利を目的とする事業、政治的活動、宗教的活動、特定の思想を広めることを目的とする事業、その他公の秩序・善良の風俗に反する事業を除く。

(1) 兵庫区の歴史に関する講演会、講習会

(2) 兵庫区に残る歴史的ストーリー等を再現する行事

(3) 前号に掲げるもののほか、兵庫区の歴史的資源を活用することにより、兵庫区歴史花回道構想の推進に寄与すると兵庫区長（以下「区長」という。）が認める事業

## (助成金の額)

第4条 区長は、前条に定める事業に対して、予算の範囲内で、同条中別表に規定する経費を除き、区長が事業に直接必要と認める経費について、助成対象経費の合計額の2分の1以内であって、かつ、30万円を上限に助成することができる。

## (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を区長に申請しなければならない。

(1) 助成金交付申請書（様式第1号）

(2) 団体の規約、会則、役員名簿

(3) 事業計画書

(4) 事業収支予算書

(交付の決定)

第6条 区長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、予算の定める範囲内において、速やかに助成金交付の可否及び助成金の交付予定額を決定し、その結果を次の各号に掲げる書類により団体に通知するものとする。

- (1) 助成金交付決定通知書(様式第2号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の決定に際し、助成金交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次の各号に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 助成金不交付決定通知書(様式第3号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の概算払いの請求)

第7条 補助金は、前条の交付決定後、概算払することができる。前条第1項の通知を受けた団体は、補助金の概算払を受けようとするときは、助成金概算払請求書(様式第4号)を区長に提出しなければならない。区長は、その請求内容が適当と認めるときは、団体に対し、概算払で補助金を交付する。

(助成事業の変更等)

第8条 助成金交付の決定を受けた団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは助成金交付決定内容変更承認申請書(様式第5号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を助成金交付決定変更通知書(様式第7号)又は助成事業中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により、助成金交付の決定を受けた団体に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 助成金の交付決定を受けた団体は、補助金規則第15条に基づき助成事業の実績を報告しようとするときは、次の各号に掲げる書類を当該助成事業の完了後、速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業実績報告書(様式第9号)
- (2) 事業の状況がわかる書類(写真等)
- (3) 助成事業等に係る収支決算書

(交付額の確定)

第10条 区長は、助成金の交付対象となる事業完了を確認後、補助金規則第16条による助成金の交付額の確定を行ったときは、次の各号に掲げる書類により、速やかに団体に通知するものとする。

- (1) 助成金額等確定通知書(様式第10号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

- 2 前項で確定した補助金の交付額が、第6条及び第8条による補助金の交付決定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。
- 3 区長は、補助金規則第16条により補助金等の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、前条による実績報告書受理後5日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金等の返還を命じるものとする。
- 4 団体は、区長から前項の請求があったときは、期限内に区長の指定する方法で精算しなければならない。

(助成金の請求及び交付)

第11条 前条の確定通知を受けた団体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書(様式第11号)を区長の定める期日までに区長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、区長は速やかに助成金を交付するものとする。

(指揮監督)

第12条 区長は、必要があると認められるときは、団体に対して報告又は書類の提出を求め、若しくは区職員に実地に書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

(交付決定の取り消し)

第13条 区長は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用目的と異なった目的に助成金を使用したとき。
- (3) 交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (5) 前号に掲げるもののほか、区長の指示等に違反したとき。

(助成金の返還)

第14条 区長は、前条及び補助金規則第19条による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を助成金交付決定取消通知書(様式第12号)により当該団体に通知するものとする。

- 2 前条の規定により助成金の交付の決定を取り消された者は、速やかに交付を受けた金員に相当する額を返還しなければならない。

(施行細目の委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日一部改正。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月6日一部改正。

- 3 令和2年10月15日一部改正
- 4 令和3年4月1日から施行する。
- 5 令和6年4月1日から施行する。
- 6 令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

助成対象から除外する経費	飲食費、打ち上げ等の経費、事業参加者の人件費（事業参加者の交通費相当額及び講演者に対する謝礼金を除く）、領収書がない等使途不明な経費、その他区長が不相当と認める経費
--------------	------------------------------------------------------------------------------------

兵庫区長 へ

住 所  
団体名  
代表者名  
電話（連絡先）

## 兵庫区歴史花回道構想推進事業

### 助成金交付申請書

兵庫区歴史花回道構想推進事業助成金について、助成金の交付を受けたいので関係書類を添え、下記のとおり申請します。

なお、助成金の交付を受けるにあたっては、兵庫区歴史花回道構想推進事業助成金交付要綱を遵守します。

#### 記

1. 事業の名称
2. 事業の目的
3. 事業の内容
4. 事業の期間
5. 助成金交付申請額及び算出の基礎
6. 添付書類
  - ・ 事業計画書
  - ・ 助成事業に係る収支予算書またはこれに代わる書類

別記

## 収 支 予 算 書

### 1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
計		

### 2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

（公印省略）  
第 号  
年 月 日

（助成団体名）  
（代表者 氏名） 様

兵 庫 区 長

## 兵庫区歴史花回道構想推進事業

### 助成金交付決定通知書

年 月 日付 第 号で交付申請のあった下記事業について、次のとおり、交付することに決定しましたので通知します。

#### 記

1. 事業の名称

2. 助成金交付決定額 金 円

3. 助成の対象となる事業及びその内容等

4. 交付の決定に付した条件

- ・要綱別表に掲げる経費は助成対象外とする。

5. その他

- ・この助成金は、兵庫区歴史花回道構想推進事業に対する助成として交付するものです。この目的以外に使用しないでください。
- ・この助成金の交付を受けるにあたっては、兵庫区歴史花回道構想推進事業助成金交付要綱を遵守してください。

（公印省略）  
第 号  
年 月 日

（助成申請団体名）  
（代表者 氏名） 様

兵 庫 区 長

兵庫区歴史花回道構想推進事業

助成金不交付決定通知書

年 月 日付 第 号をもって交付申請のあった下記事  
業については、次の理由により不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

1 不交付とした理由

年 月 日

兵庫区長 あて

住 所  
団体名  
代表者名

兵庫区歴史花回道構想推進事業

助成金概算払請求書

年 月 日付 第 号で交付予定額通知を受けた助成金について、要綱第7条の規定に基づき、概算払いしていただきたく請求いたします。なお、補助金交付額の確定により、概算払いを受けた補助金額が確定額を超過した場合は、その超過分については返還いたします。

記

1. 助成金交付請求額

2. 事業の名称

（受任者）

上記、請求金額の受け取りを下記の者に委任します。

住 所			
団体名・役職			
氏 名		電話（連絡先）	

（注）口座名義が請求者と異なる場合に記入すること。

（振込口座）

銀行名	銀行 信用金庫	支店	預金種目	1. 普通 2. 当座
口 座 番 号				
口 座 名 義 (カナ)				

兵庫区長 へ

住 所  
団体名  
代表者名

## 兵庫区歴史花回道構想推進事業

### 助成金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり、交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

なお、助成金の交付を受けるにあたっては、兵庫区歴史花回道構想推進事業助成金交付要綱を遵守します。

#### 記

1. 事業の名称

2. 変更の理由

3. 事業の期間

4. 助成金交付申請額及び算出の基礎  
(変更前 円)

円

5. 添付書類

- ・事業計画書
- ・助成事業に係る収支予算書またはこれに代わる書類

別記

## 収 支 予 算 書

### 1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	( ) 円	
	( )	
	( )	
	( )	
計	( )	

### 2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	( ) 円	
	( )	
	( )	
	( )	
計	( )	

(注)

1. 収支の計は、それぞれ一致する。
2. 表中、変更前の金額は上段に ( ) 書き、変更後の金額は下段に記入する。

兵庫区長 へ

住 所  
団体名  
代表者名

兵庫区歴史花回道構想推進事業  
助成事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業  
について、下記とおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

1. 事業の名称
2. 中止（廃止）の理由
3. 中止（廃止）の期日（期間）

（助成団体名）  
（代表者 氏名） 様

兵 庫 区 長

## 兵庫区歴史花回道構想推進事業

### 助成金交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号をもって変更申請のあった下記事業  
について、下記のとおり承認することに決定しましたので通知します。

#### 記

1. 事業の名称

2. 助成金額

当初交付決定額	金	円
変更交付決定額	金	円
差引交付決定額	金	円

3. 助成の対象となる事業及びその内容等

4. 交付の条件

- ・ 要綱別表に掲げる経費は助成対象外とする。

5. その他

- ・ この助成金は、兵庫区歴史花回道構想推進事業に対する助成として交付するものです。この目的以外に使用しないでください。
- ・ この助成金の交付を受けるにあたっては、兵庫区歴史花回道構想推進事業交付要綱を遵守してください。

様式第8号（第8条関係）

（公印省略）  
第 号  
年 月 日

（助成団体名）  
（代表者 氏名） 様

兵 庫 区 長

兵庫区歴史花回道構想推進事業

助成事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付 第 号をもって中止（廃止）申請のあった下  
記事業について、下記のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

1. 助成事業の名称
2. 交付決定日・番号
3. 中止（廃止）の期日（期間）

兵庫区長 へ

住 所  
団体名  
代表者名

## 兵庫区歴史花回道構想推進事業

### 助成事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、事業が完了したので関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

#### 記

1. 事業の名称

2. 助成金の額

( 円)  
円

3. 事業の実施期間

( 年 月 日から 年 月 日)  
年 月 日から 年 月 日

4. 添付書類

- ・事業の実施状況がわかる書類
- ・事業の収支決算書またはこれに代わる書類

(注) 交付決定内容を上段に ( ) 書き、実績を下段に記入する。

別記

## 収 支 決 算 書

### 1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	( ) 円	
	( )	
	( )	
	( )	
計	( )	

### 2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	( ) 円	
	( )	
	( )	
	( )	
計	( )	

(注)

1. 収支の計は、それぞれ一致する。
2. 表中、変更前の金額は上段に ( ) 書き、変更後の金額は下段に記入する。

様式第 10 号（第 10 条関係）

（公 印 省 略）  
第 号  
年 月 日

（助成団体名）  
（代表者 氏名）

兵 庫 区 長

## 兵庫区歴史花回道構想推進事業

### 助成金額等確定通知書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業  
について、助成金の額を確定したので通知します。

記

1. 事業の名称
2. 助成金の確定額

年 月 日

兵庫区長 あて

住 所  
団体名  
代表者名

兵庫区歴史花回道構想推進事業

助成金請求書

年 月 日付 第 号で助成金の確定通知を受けた下記の助成金について、下記のとおり請求します。

記

1. 助成金交付請求額

2. 事業の名称

（受任者）

上記、請求金額の受け取りを下記の者に委任します。

住 所			
団体名・役職			
氏 名		電話（連絡先）	

（注）口座名義が請求者と異なる場合に記入すること。

（振込口座）

銀行名	銀行 信用金庫	支店	預金種目	1. 普通 2. 当座
口 座 番 号				
口 座 名 義 (カナ)				

※預金通帳の 1 ページ目（口座名義がわかるところ）のコピー添付

様式第 12 号（第 14 条関係）

（公 印 省 略）  
第 号  
年 月 日

（助成団体名）  
（代表者 氏名）

兵 庫 区 長

## 兵庫区歴史花回道構想推進事業

### 助成金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号をもって交付決定した下記事業について、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

#### 記

1. 事業の名称
2. 助成金の額
3. 取消の理由